

災害時において保健医療福祉調整本部と関わる団体

	活動団体名	活動母体	活動内容	活動期間	根拠となる協定	備考
1	DMAT (災害派遣医療チーム)	各医療機関 (DMAT指定医療機 関) DMAT事務局	①災害医療体制の確立 ②物資支援調整 ③患者搬送支援 ④広域医療搬送	超急性期(おおむね48時間以 内に活動開始)~	災害派遣医療チーム (DMAT)の活動に関 する協定 (県内DMAT指定医療 機関)	医療系 DMAT調整本 部
2	日本赤十字社の救 護班	日本赤十字社	災害医療コーディネーターチーム・医療救護班・こころのケア班がある。 ①コーディネーターチーム:被災地の医療ニーズの把握・医療救護班の活動計 画の検討や調整等 ②医療救護班:救護所や避難所における診療や巡回診療 ③こころのケア班:避難所や巡回にて支援。医療につなぐ	超急性期から中長期に活動	災害救助法による救助 業務の委託に関する協 定書 (日本赤十字社高知県 支部)	医療系 日赤救護班調 整員
3	JMAT (日本医師会災害医療 チーム)	日本医師会	主に急性期以降における避難所・救護所での医療や健康管理。 ①医療支援と健康管理 ②公衆衛生支援 ③被災地医師会支援 ④被災地行政支援 ⑤検死・検案支援	発災直後~中長期 (先遣JMATによる情報収集 ~JMATチームによる医療支 援)	災害時の医療救護に 関する協定 (県内DMAT指定医療 機関)	医療系 JMAT調整員
4	AMAT (全日本医療支援班)	公益社団法人全日本 病院協会	病院支援・避難所の巡回診療・医療救護所における活動・災害時要支援者 に対する被災地外への医療搬送・他の医療支援班等との連携	(急性期から)亜急性期		医療系
5	独立行政法人国立 病院機構の医療班	国立病院機構	初動医療班:情報収集・避難所等の医療救護活動 医療班:救護所・避難所等の医療救護活動 ※活動の支持者は、NHO災害対策本部・現地災害対策本部	初動医療班:発災後おおむね 48時間以内~ 医療班:初動医療班派遣後		医療系
6	DHEAT (災害時健康危機管理 支援地チーム)		保健医療福祉調整本部及び保健所・市町村の指揮調整機能等を支援	発災後から1ヶ月程度 (急性期~避難所生活から仮 設住宅入居への移行期にかけ て)		公衆衛生医師 統括DHEAT
7	JDAT (日本災害歯科支援 チーム)	日本歯科医師会	緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動 ①応急歯科診療 ②避難所における歯科保健活動	災害発生後おおむね72時間 以降	災害時の医療救護に 関する協定書 (県歯科医師会)	保健系
8	JDA-DAT (日本栄養士会災害支 援チーム)	日本栄養士会	①食事に配慮が必要な要配慮者への個別支援 ②被災者全体の栄養・食生活の環境整備 避難所巡回・医療救護班との帯同・在宅避難者訪問・福祉避難所における食 事提供・特殊栄養ステーションの設置運営等		大規模地震時における 栄養・食生活支援活動 に関する協定書 (県栄養士会)	保健系
9	JRAT (日本災害リハビリテー ション支援協会)	一般社団法人日本災 害リハビリテーション 支援協議会	被災者・要配慮者の生活不活発病や災害関連死等の予防に関する対応		R6.10.16協定締結	保健系
10	DPAT (災害派遣精神医療 チーム)	DPAT事務局	被災した精神科病院からの患者搬送・避難所や介護施設での精神科救急医 療	DPAT先遣隊は発災からおお よそ48時間以内		福祉系 DPAT調整本 部
11	DWAT (災害派遣福祉チーム)	災害福祉支援ネット ワーク本部	一般避難所における要配慮者等の二次被害の防止・安定的な日常生活への 移行の支援 ①福祉避難所への誘導 ②日常生活支援 ③一般避難所内の環境整備		高知県災害派遣福祉 チームの派遣に関する 協定 (県一)	福祉系
12	DICT (日本環境感染学会災 害時感染制御支援チ ーム)	日本環境感染学会	①災対本部に対する感染防御に関する学術情報提供 ②避難施設に対する感染防御の技術的支援 ③感染防御実務者チームに特化した衛生関連物資の斡旋提供	1チーム2-3日程度。最大数 週間		
13	AMDA (特定非営利活動法人 AMDA)	特定非営利活動法人 AMDA(岡山県)	緊急医療支援活動・復興支援活動 (緊急医療支援活動では、多国籍医師団を編成)	発災直後から復興期まで	高知県とアムダとの大 規模災害時の支援に 関する協定書	医療系
14	国境なき医師団	特定非営利活動法人国境 なき医師団日本	①医療機関に、消耗品・医薬品・医療機器等の提供 ②移動診療チームによる医療の提供 ③より高度な医療が必要な患者の搬送	発災後48時間以内に調査開 始 介入の場合は、発災後1週間 以内に開始	R6.12.16協定締結	医療系
15	ピースウィンズジャ パン	特定非営利活動法人 ピースウィンズジャパ ン	救助・救命活動 ※ヘリコプター・船舶所有 (過去の活動事例:水没した医療機関からの患者搬出・避難所での診療・物 資等支援(医療物資・生活物資・食料支援)・給水等)		R6.11.20協定締結	医療系
	医療コンテナ推進協 議会	一般社団法人 医療コンテナ推進協 議会	被災地の孤立地域等へ医療機能などを補完する機能として、診察室等の設 備を備える「医療コンテナ」を全国から集め、病院や避難所での配備 (能登半島地震では、全国から集められ、珠州市や輪島市等の各地に40基 配備)	発災から1週間後程度を目途 (道路が使用出来るよう になった段階から)	R7.2.20協定締結	
	TMAT (特定非営利活動法人 TMAT)	医療法人徳洲会	避難所に常駐し、仮設診療所運営・避難者の健康観察・避難所の感染対策等	発災直後から1ヶ月が目途		
	HuMA (特定非営利活動法人 災害人道医療支援会 HuMA)		緊急医療支援・復興支援・地域開発			
	ジャパンハート (特定非営利活動法人 ジャパンハート)		①避難所への医療チーム派遣 ②在宅避難者に対する健康観察のための巡回 ③災害対策本部への調整員派遣(情報整理や人員整理のサポート) ④臨時診療所の解説と運営 ⑤要配慮者への物的支援(介護食・口腔ケア用品等)	急性期から亜急性期	R7.3.18協定締結	保健系
	JVOAD(ジェイボ アード) (特定非営利活動法人 全国災害ボランティア 支援団体ネットワーク)		①被災者・住民・地域の支援状況の把握 ②支援団体間のコーディネーション ③資金や人材の投入のコーディネーション ④復旧・復興に向けた支援策の提言			

高知県と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンとの
災害等緊急時における連携協力に関する協定について

保健政策課

1 「災害等緊急時における連携協力に関する協定」の締結

■締結日 令和6年11月20日

■連携内容

- | |
|--|
| <p>(1) 法人の医療従事者・救助隊員・航空機等の派遣</p> <p>(2) 県が必要とする救援物資の輸送、患者搬送</p> <p>(3) 県、法人が実施する平時の準備</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、特に県もしくは法人から協力要請のあった事項</p> <p>(5) その他、発災時における県民の生命への被害の防止又は軽減を図る活動</p> |
|--|

2 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンについて

■住所 広島県神石郡神石高原町近田 1161-2 2F

■代表理事 兼 統括責任者 大西健丞

1996年の設立以来、全世界において、人道・災害支援を実施する団体。

中核となる活動は、「災害支援事業」、「海外事業」、「犬の保護・譲渡事業」。

大規模災害発生時には、ピースウィンズが運営する「空飛ぶ捜索医療団”ARROWS”」が、超急性期から現地に入り、医療、捜索、救助等の活動を幅広く実施している。ヘリ等の航空機その他、災害医療支援船(3,500トン級)を所有しており、陸空海からの支援活動が可能。東日本大震災以降、ほぼ全ての国内大災害に出動している。

3 本協定締結の経緯

令和元年度頃より、ピースウィンズから高知県に対し、災害時の連携に関する提案をいただいた。新型コロナウイルスの蔓延により一時保留となっていたが、令和4年度・令和5年度に実施された訓練において、ピースウィンズと連携し、同団体の活動内容や連携方法を確認。

連携を確認後、あらためてピースウィンズ側から本県に対し、「災害等緊急時における連携協力に関する協定」について、協定締結の打診があったもの。

なお、ピースウィンズは、全国の様々な52の団体と災害連携協定を締結しており、高知県内においては、田野病院、高知県立大学、高知市、田野町の4団体と協定を締結し、防災イベントや訓練等を実施している。

ピースウィンズによる支援は、協定の有無に関わらず、「支援が行き届きにくいところ」へ実施されるが、大規模災害時を見据えて、発災時に迅速かつ円滑に支援を実施いただけるよう、協定を締結するもの。

4 ピースウィンズによる災害支援

①医療チーム、②現地調査・救助チーム（災害救助犬）を中心に、自治体などと連携し、被災地に最適な形で包括的支援を実施している。

■支援チーム（空飛ぶ捜索医療団”ARROWS（アローズ）”）の構成

①医療チーム

- ・支援期間：災害発生直後から支援のニーズがなくなるまで
- ・支援体制：4～5人からなる医療チーム（医師1名、看護師2～3名、業務調整員1名）により、2チーム体制で実施される。このうち、ピースウィンズ常勤のスタッフは、コアメンバーとして長期的に現地での支援に入ることとしており、継続した支援を実施できる。コアメンバー以外は、災害支援時のみピースウィンズとして活動（短期雇用）する登録隊員で、5日から2週間で交代。

②現地調査・救助チーム

- ・支援期間：災害発生直後から支援のニーズがなくなるまで
- ・チーム構成：救助隊員、災害救助犬

③その他の支援

- ・支援期間：災害発生翌日から支援のニーズがなくなるまで
- ・支援内容：ペット支援、物資支援、給水支援、コミュニティ支援等
- ・支援体制：①、②のメンバーを含む計20名程度。支援体制及び内容は、被災状況やフェーズ、現地のニーズに応じて変化する。

■支援イメージ

発災後から24時間以内 ※対策本部設置からの平均 現地到着時間 平均8.5時間	ヘリや車両により、①医療チーム、②現地調査・救助チームが現地入り →医療活動、捜索・救助活動の実施
発災翌日（48時間以内）	中長期の活動に備え、船舶を含む支援スタッフ・物資等を現地へ派遣 →ペット支援（ペット連れ用シェルター、ペットの一時預かり、エサ）、物資支援、給水支援、コミュニティ支援の実施

※現在、発災時に活動できるのは1カ所のみであるが、南海トラフ地震のような大規模災害時に複数の地域で支援活動を展開できるよう、将来的には複数部隊を運営する予定。

5 参考：能登半島地震における支援活動

発災直後、総勢19名（医師2名、看護師3名、救助犬ハンドラー1名、レスキュー隊員1名、ロジスティシャン7名、広報3名、パイロット2名）+救助犬2頭の緊急支援チームを結成し、現地にて支援活動を実施。

現在も、仮設住宅でのコミュニティ支援が継続されている。

高知県と特定非営利活動法人国境なき医師団日本との 大規模災害時の支援に関する協定について

高知県保健政策課

1 「大規模災害時の支援に関する協定」の締結

■締結日 令和6年12月16日

■連携内容

- | |
|--|
| <p>(1) 団体の医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動</p> <p>(2) 傷病者の搬送</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、支援に関して高知県と団体が協議した事項</p> |
|--|

2 特定非営利活動法人国境なき医師団日本について

■住所 東京都新宿区馬場下町1-1 FORECAST 早稲田 FIRST 3階

■会長 中嶋 優子 ■事務局長 村田 慎二郎

国境なき医師団は1971年にフランスで設立した、紛争や自然災害、貧困などにより命の危機に瀕する人びとに医療を届ける、民間で非営利の医療・人道援助団体。日本事務局は1992年に発足。日本国内では、援助活動に参加する人材の採用・派遣、人道危機や医療ニーズを伝える証言・広報活動などを行っている。

自然災害など緊急事態の発生時には、必要に応じて自前で車両やヘリコプターを調達した上で48時間以内に人材を現地へ派遣し、調査や援助活動を実施。国内では、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などに出動している。

3 本協定締結の経緯

国境なき医師団日本において、危機的状況がより深刻な地域、緊急性が高い地域、援助が届いていない地域への支援を重点化するという方針をもとに、政府が公表した南海トラフ地震の被害想定から、南海トラフ地震発生時に本県が最も支援の必要な県の一つであると判断されたことから、協定締結の打診をいただいたもの。

令和5年11月に国境なき医師団日本により行われた現地調査を踏まえ、令和6年2月に地震時の対応に係る提案書が提出され、国境なき医師団日本の活動内容や連携方法について確認を行った。

なお、地方自治体と国境なき医師団日本との平時からの連携や大規模災害時の支援に関する協定は、高知県が全国で初めてとなる。

国境なき医師団による支援は、協定の有無に関わらず実施されるものではあるが、大規模災害時を見据えて、発災時に迅速かつ円滑に支援を実施いただけるよう、協定を締結するもの。

※国境なき医師団日本は、南海トラフ地震発生時の活動を見据えて、令和5年5月にDMAT事務局（厚生労働省）とパートナーシップ協定を締結済み。

4 国境なき医師団日本による災害支援

いち早くニーズの把握に当たり、緊急援助が必要と判断した時点から可能な限り早く現地に入り活動を展開する。臨時診療所、移動診療チームを立ち上げ、心理ケアも含めた被災地での支援を行うなど、自治体などと連携し、ニーズに応じた活動を実施している。

■支援チームの構成

①調査チーム

- ・介入時期：発災後 48 時間以内（発災後 24 時間以内には現地に向けて出発）
- ・チーム体制：4 名程度（リーダー/コーディネーター、ロジスティック、医療関係者）で構成
- ・活動内容：アクセス状況や被害の規模、ニーズ等から選定された地域の医療ニーズを調査（1～2 日程度）し、支援地域を決定し次第、支援チームを招集する。

②支援チーム

- ・介入時期：調査チームによる支援地域の決定後（可能な限り早く）
- ・チーム体制：1 チームあたり 5 名程度（医師 1 名、看護師 2 名、ロジスティック 2 名）× 2 チーム体制
※基本的には日本人スタッフで構成。非医療職は日本人以外が務める可能性があるが、その場合は団体側で通訳を手配する。
- ・活動内容：移動診療（近隣の避難所や医療機関に行くことができない被災者の診療）や臨時診療所の開設による診療支援、傷病者の搬送支援等

■支援活動イメージ

発災後から 48 時間以内	ヘリや車両により、①調査チームが現地入り →地域における医療ニーズの調査
調査開始後 2 日以内	支援地域の決定、②支援チームの招集 →診療支援、搬送支援等の実施

※現在、発災時に活動できるのは 2 チームであるが、南海トラフ地震のような大規模災害時を見据え、活動できるスタッフを今後増員していく予定。

5 参考：国内における主な災害支援活動

- ・阪神淡路大震災（国内における最初の災害支援活動）
→外国人スタッフによる物資支援を実施
- ・東日本大震災
→発災翌日に現地入りし、約半年診療支援等を実施
- ・熊本地震
→支援チーム 2 チーム体制による仮設診療所を開設した約 1 ヶ月の診療支援
- ・能登半島地震
→国境なき医師団日本としての医療支援はないが、国境なき医師団に登録している DMA T 隊員が活動。その他、物資支援や被災者の心のケア活動を実施。

高知県と一般社団法人医療コンテナ推進協議会との 大規模災害時の支援に関する協定について

高知県保健政策課

1 「災害時における医療コンテナ等医療用設備・資機材の供給に関する協定」の締結

■締結日 令和7年2月20日

■連携内容

- | |
|--|
| <p>(1) 災害時において医療救護活動を行うにあたり必要な医療コンテナ等物資の調整及び供給</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、支援に関して高知県と団体が協議した事項</p> |
|--|

2 一般社団法人医療コンテナ推進協議会について

■住所 東京都千代田区二番町9-2 日興ロイヤルパレス二番町第2 802

■代表理事 前林 清和 ■事務局長 徳丸 周志

一般社団法人医療コンテナ推進協議会は、国土強靱化の一環として、国会議員で構成される「コンテナ利用の緊急時医療施設議員連盟」と協働する目的で、医療コンテナの普及と発展を推進するために、2018年9月に民間企業団体「医療コンテナ推進協議会」として発足。

その後、未曾有の大規模災害時や平時の医療コンテナの活用を推進するため、必要な法整備や関係省庁との調整を図ることが急務となり、2022年8月に、「一般社団法人医療コンテナ推進協議会」として法人設立したものの。

3 本協定締結の経緯

医療コンテナ推進協議会では、南海トラフ地震を見据えた場合に、高知県、和歌山県、三重県が支援の重点地域と考えており、特に高知県は他県からの支援が入りにくいことが想定され、「能登半島地震」のような状況が県内全域で想定されるため、優先度が高く、協定締結の打診をいただいたもの。

その後、県と医療コンテナ推進協議会で協議を重ね、災害時において速やかに医療コンテナの提供が行われるよう、協定を締結し平時から情報共有等を行い顔の見え関係の構築や訓練等を活用した連携体制や情報共有を行うことの重要性を確認し、協定締結に至った。

なお、医療コンテナ推進協議会との平時からの連携や大規模災害時の支援に関する協定は、高知県が全国で初めてとなる。

4 医療コンテナ推進協議会による災害支援及びその他の利活用

能登半島地震では、厚生労働省や内閣府からの依頼により、診察室等の設備を備える「医療コンテナ」が、医療コンテナ推進協議会による調整等により、全国から集め

られ、珠洲市や輪島市等において、被災した医療機関の代替施設や避難所での医療施設等として、医療コンテナが40基配備され、活用された。

その他、平時における利活用として、防災訓練等への参加、イベント等での活用・展示、海外での活用、長崎県新上五島町において、離島・僻地における医療コンテナの実証実験等を行っている。

高知県と特定非営利活動法人ジャパンハートとの 大規模災害時等の支援に関する協定について

高知県保健政策課

1 「大規模災害時等の支援に関する協定」の締結

■締結日 令和7年3月18日

■連携内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 医師、看護師、調整員等の派遣による被災者等への保健医療活動及び公衆衛生等の分野の活動2 傷病者及び被災者の搬送支援3 1及び2のほか、支援に関して高知県と団体が協議した事項 |
|--|

2 特定非営利活動法人ジャパンハートについて

■住所 東京都台東区寿1丁目5-10 1510ビル3階

■理事長 吉岡 春菜

ジャパンハートは、小児外科医である吉岡秀人氏が自身の長年の海外医療の経験をもとに、医療支援活動のさらなる質の向上を目指して2004年に設立した「日本発祥の国際医療NGO」。東南アジアを中心とする国内外で、小児がん手術などの無償の高度医療含む治療を年間約35,000件実施しており、累計数は30万件を超える。(2024年3月時点)

また、国内およびアジア諸国で大規模自然災害が発生した際には、医師・看護師・調整員から構成される医療チームを派遣し、被災地での医療支援を行っている。国内では、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震のほか、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生施設などにも出動している。

3 本協定締結の経緯

本県は、能登半島地震の状況を踏まえ、災害発生時の医療救護活動等の充実を図るため、災害支援活動について豊富な経験等を持つ民間の医療支援組織との連携体制の構築に取り組んでいるところである。

そのような中で、ジャパンハートにおいては、南海トラフ地震発生時に本県の被害が大きいことが想定され、最も支援の必要な県の一つであると判断するとともに、ジャパンハートの災害対策の責任者が本県出身という縁もあり、活動内容や連携方法について確認を行い、協定締結に至ったもの。

なお、地方自治体とジャパンハートとの平時からの連携や大規模災害時等の支援に関する協定は、高知県が全国で3例目となる。

4 ジャパンハートによる災害支援

ジャパンハートは、被災者だけでなく支援者のサポートも行う。特に、急性期から亜急性期にかけての避難所支援に強みがある。地域に寄り添った活動を展開するために、スタッフ個人の活動期間をできる限り長く確保するなど、他の医療支援チームと比べ活動が長期であることが特徴。

令和6年の能登半島地震では、1月4日から4月20日までの間に避難所・診療所への看護師常駐支援及び避難所巡回診療を実施。6月以降は、社会的孤立と災害関連死の防止のため、地域の保健師と連携し、仮設住宅入居者のコミュニティづくりの促進や潜在的な健康問題（医療、介護、福祉面）の拾い上げを目的としたサロン活動を定期的に実施している。